

## 対面的対話の実施について

入札説明書等に対する第1回質問への回答のとおり、本組合と住之江工場更新・運営事業への入札参加者との間で十分な意思疎通を図り、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深めるとともに、本組合の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、希望により本組合と個別に対面的対話を行うことができる。

対面的対話の参加を希望する者は、グループの代表企業が、「対面的対話参加申込書」（別紙-1）に必要事項を記入のうえ、平成29年11月20日（月）から平成29年11月22日（水）午後5時30分までに、電子メールにより入札説明書記載の「第5章3（11） 受付担当」に提出し、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

なお、対話の日時は次に示すいずれかの日時とし、入札参加者毎の開催時間は90分程度とする。ただし、申込みの状況によっては、本組合は、日程の調整を行うことがある。

### 1 入札説明書等に係る対面的対話の時間及び場所

(1) 日時 入札参加者が希望する次のいずれかの日時

平成29年11月29日（水）及び平成29年11月30日（木）

ア 10：00～11：30

イ 13：00～14：30

ウ 15：30～17：00

(2) 場所

別途通知する。

(3) 参加可能人数

5名程度とする。（代表企業、その他構成企業の担当者に限る。）

### 2 事前資料の提出

対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」（別紙-2）を記入のうえ、「対面的対話参加申込書」の提出時に併せて、電子メールにより提出すること。

### 3 対面的対話の実施方法

(1) 事前提出を受けた「対面的対話における確認事項」に基づき、本組合と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

(2) 事業者選定の公平性及び透明性を確保する観点から、対話の議事録は、対話終了後、本組合のホームページに掲載することとする。なお、対話の内容が全ての提案に係るものや要求水準全般に係るものである場合は公表するが、入札参加者固有のノウハウに基づく部分については、入札参加者に対して個別の回答を行うこととする。